

2006年12月1日時点の情報

J-SOXに関するよくある質問

— Frequently Asked Questions on J-SOX —

Q1. J-SOXとはどのようなものですか？

米国のサーベンスオクスリー法と同様ですか？

「J-SOX」とは公式な用語ではなく、日本での、米国のサーベンスオクスリー法302条（経営者の宣誓書）と404条（内部統制に関する経営者の評価と報告）と同様の要請のことを指しています。いわゆる内部統制報告制度の要請は「金融商品取引法」という法律に具体化されています。金融商品取引法は、金融商品に関連する様々な法律の規定の整備や証券取引法の改正をカバーしています*1。

この法律の主題はサーベンスオクスリー法（米国SOX法）の内容とは異なっていますが、「J-SOX」として非公式にいわれている要請はサーベンスオクスリー法302条及び404条と実質的に同様です。

*1: 日本の証券取引法は、米国の証券法及び証券取引法にあたる。

Q2. 内部統制報告制度を要請する法令はすでに成立していますか？ 法律によれば、内部統制報告制度による要請はいつから適用されますか？

「内部統制報告制度」を要請する法令は2006年6月7日に「金融商品取引法」の一部として成立しました。「内部統制報告制度」の要請は、2008年4月1日以降に開始する事業年度からの適用になります。多くの日本の会社の事業年度末は3月31日ですから、それらの会社の経営者は、2009年3月31日に終了する事業年度に、内部統制報告書を初めて提出することになります。

Q3. 内部統制報告制度による要請はどのような会社に適用されますか？

およそ3,800社の日本の上場会社並びにそれらの重要な子会

社及び関連会社が内部統制報告制度適用の要請を受けることとなります。重要な子会社及び関連会社の定義は、実施基準（案）（Q4参照）に規定されています。

Q4. 内部統制報告制度は、会社が何をすることを要求していますか？ 要求されている内容は米国SOX法と同じですか？

企業会計審議会内部統制部会では、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士等による監査の基準について審議が進められました。公開草案の検討を経て、2005年12月8日に内部統制部会報告「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について（以下、「評価及び監査の基準（案）」）が公表されました。

内部統制部会は「評価及び監査の基準（案）」による要請を明らかにするための詳細な実務上の指針の公開草案（「実施基準（案）」）を2006年11月21日に公表しました。実施基準（案）の詳細についてはプロティビティ ジャパンのJ-SOXフラッシュレポート第2号で解説しています。

「評価及び監査の基準（案）」及び実施基準（案）は、2007年初頭に最終化される予定です。

「評価及び監査の基準（案）」は、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び監査について以下のよう

● 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価し、その結果を内部統制報告書として外部に報告することが求められます。経営者が内部統制の有効性を評価するに当たっては、まず、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）につ

いて評価を行い、その結果を踏まえて、特定のプロセスに係る内部統制について評価をしなければなりません。特定のプロセスのレビュー範囲は、全社的な内部統制の評価結果に基づいて決められます。

● 財務報告に係る内部統制の監査

当該企業の財務諸表の監査を行っている監査人は、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価について、その評価結果が適正であるかどうかを監査します。監査人は、監査の結果を内部統制監査報告書として作成し、経営者に提出することとなります。

経営者による財務報告に係る内部統制の評価及び外部監査人の作業は、2005年7月に公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」に以下のように図示されています。

「評価及び監査の基準」は、「文書化」あるいは「テストング」といった用語を使用していません。それゆえ、実務上、特にどのようなことをする必要あるのかということについてははっきりと示されていません。しかしながら、評価のフレームワークは、下記のいくつかの点において、米国SOX法と同様です：

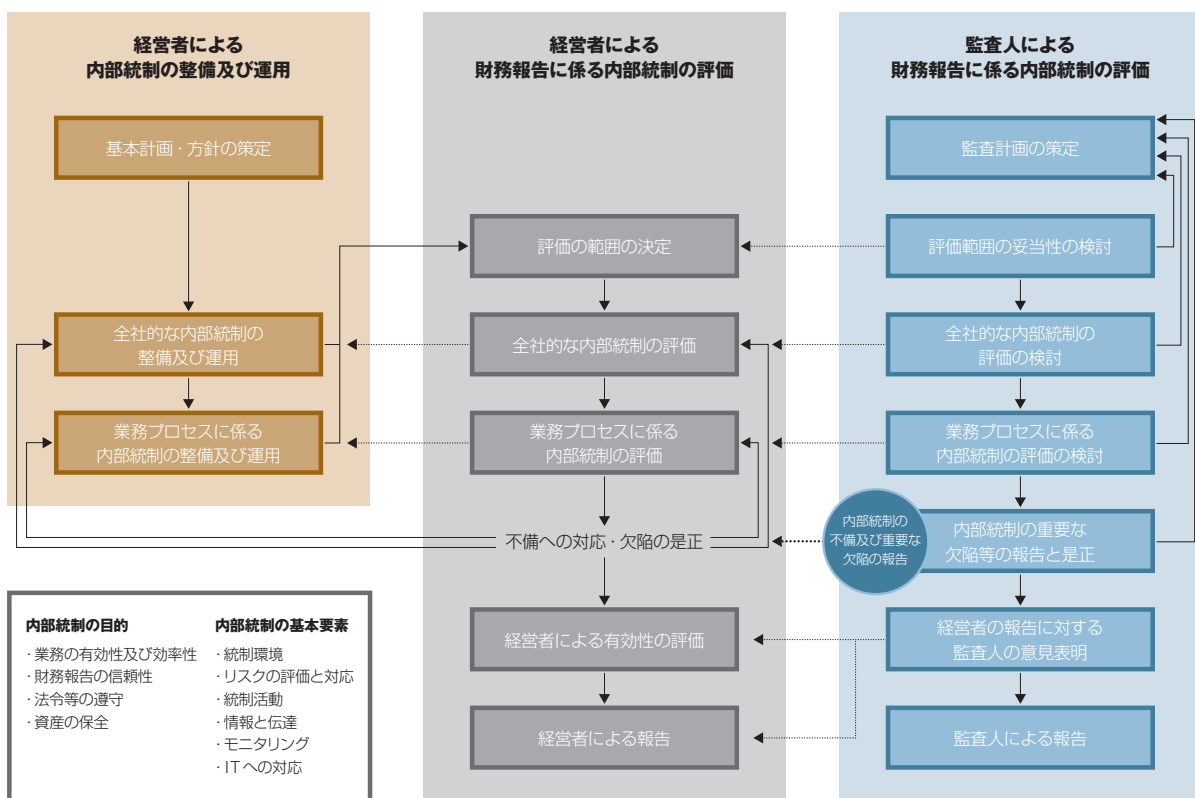
- 内部統制のフレームワークに基づく経営者の評価が必要である。
- 経営者の評価に加えて、監査が要請されている。
- 全社的な内部統制の評価を行った上で、業務プロセスレベルのコントロールの評価を行うというアプローチに基づいている。

ただし、404条による米国SOX法とは異なって、外部監査人が財務報告に係る内部統制の有効性についての意見を表明することを要求していません。監査人は、経営者による内部統制の有効性の評価について意見を表明することが要求されているだけです。それゆえ、内部統制の有効性の評価を完了させるための経営者による「文書化」及び「テストング」のやり方は同じであると考えられる一方で、文書化やテストングの内容や範囲は、現時点では明確ではありません。

Q5. 内部統制報告制度の適用範囲は、「財務報告に係る内部統制」に限られていますか？

「評価及び監査の基準」は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」として定義し、

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の流れ



企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」平成17年7月13日添付資料より

それが「基準案に基づいた評価と監査を受ける」としています。しかしながら、内部統制報告制度における「財務報告」の定義は米国SOX法の範囲より広いのではないかと考えられています。「財務報告」には、財務諸表と注記事項（そしてそれが、米国における「財務報告に係る内部統制」の中心です。）、及び公表財務諸表におけるその他の財務関連の開示項目、例えば、経営指標等の推移、株式等の状況、大株主の状況など、が含まれます。

Q6. 内部統制報告制度で使用されている内部統制のフレームワークは、米国で使用されているCOSOのフレームワークとは違うものですか？

2005年12月8日に公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」は、以下の3部から構成されています：

- (1) 第1部は「内部統制の基本的枠組み」です。経営者が整備・運用する役割と責任を有している内部統制それ自体についての定義、概念的な枠組みを示しています。
- (2) 第2部は「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」です。財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価についての考え方を示しています。
- (3) 第3部は「財務報告に係る内部統制の監査」です。財務報告に係る内部統制の有効性に関する公認会計士等による監査の基準についての考え方を示しています。

第1部「内部統制の基本的枠組み」の主な内容は以下のとおりです。

「内部統制は、基本的に、企業等の4つの目的（①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全）の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスです。

内部統制は、6つの基本要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ITへの対応）から構成されています。財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義し、基準案では、この有効性について経営者による評価及び報告並びに公認会計士等による監査を実施する際の方法及び手続についての考え方を示しています。」

内部統制報告制度での内部統制の基本的枠組みは、目的と

要素において、COSOのフレームワークと類似していますが、「資産の保全」を目的のひとつとして明示しています（COSOも、「資産の保全」を内部統制のフレームワークの補遺として付け加えています。）。「ITへの対応」は、内部統制の有効性に及ぼすIT環境の重要性を反映して内部統制の基本的要素の一つに加えられています。

Q7. 日本企業はいつ内部統制報告制度への準備を開始すべきでしょうか？

経営者の内部統制報告書の提出は、2008年4月1日以降開始する事業年度に適用されます。3月31日が事業年度末の多くの日本の会社にとって、この要請は2009年3月31日に終了する事業年度からということになります。こうした会社では、報告書の提出日は現在から2年半後になりますが、多くの日本の3月決算の大規模な会社はすでに、法令の要請に対応するプロジェクトに取り組み始めています。

米国企業及び米国SOX法の適用対象となる日本のSEC登録企業が費やしたコストや時間についての記事は多くの日本企業の注目するところとなりました。外部監査人及びコンサルタントは日本企業に対してこのプロジェクトを早期に開始することを勧めています。米国では長年COSOのフレームワークも存在していましたし、財務諸表監査の一環として特定の内部統制に外部監査人が依拠するという従前からの実務も定着していました。しかし、こうした考え方は、日本の経営者と外部監査人にとっては比較的新しいものです。言語の障壁と企業統治形態のために、日本企業では分散経営が多く、事業部や子会社はそれぞれ独自の業務手続を行うことや、独自のITシステムを保有することが認められていました。米国企業と比較して内部監査の歴史が浅いということもあります。海外子会社を含んだ、連結ベースでの内部統制の評価は、多くの日本企業にとって初めてでチャレンジングな経験となるのでしょうか。

■ 更に詳細な情報が必要な方は、下記にご連絡ください。

株式会社プロティビティ ジャパン

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3

大手センタービル

e-mail : tokyo@protiviti.jp

アクセス FSA 第 38 号 (<http://www.fsa.go.jp/access/18/200601.pdf>)

企業会計審議会内部統制部会報告：

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について

昨今のディスクロージャーをめぐる不適正な事例については、その要因の一つとして、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制が有効に機能していなかったことが指摘されています。また、米国においては、企業改革法サーベンス=オクスリー法により、平成16年から財務報告に係る内部統制について経営者による評価と公認会計士による監査が義務づけられています。こうした動きを受け、企業会計審議会内部統制部会(部会長:八田 進二 青山学院大学大学院教授)では、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士等による監査の基準について審議が進められ、平成17年12月8日に内部統制部会報告「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方」が取りまとめられました。

本報告で示した基準案は、①経営者が整備・運用する役割と責任を有している内部統制それ自体についての定義、概念的な枠組みを示す「I:内部統制の基本的枠組み」、②財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価についての考え方を示す「II:財務報告に係る内部統制の評価及び報告」、③公認会計士等による監査の基準についての考え方を示す「III:財務報告に係る内部統制の監査」の3部から構成されています。

1. 内部統制の基本的枠組み

内部統制は、基本的に、企業等の4つの目的(①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全)の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスで、6つの基本要素(①統制環境、②リスクと評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ITへの対応)から構成されます。このうち、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義して、本基準案における評価及び監査の対象としています。

2. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、

財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価し、その結果を内部統制報告書として外部に報告することが求められます。経営者が内部統制の有効性を評価するに当たっては、まず、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)について評価を行い、その結果を踏まえて、業務に係る内部統制について評価を行うこととなります。

3. 財務報告に係る内部統制の監査

経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価について、その評価結果が適正であるかどうかについて、当該企業の財務諸表の監査を行っている監査人が監査を行います。監査人は、監査の結果を内部統制監査報告書として作成し、経営者に提出することとなります。

本報告においては、我が国の会社法制と整合的で、かつ、国際的にも説明可能な実効性ある基準のあり方が示されるとともに、財務報告に係る内部統制について経営者による評価及び監査人の監査を求めることが過度の負担になるのではないかとの議論を踏まえ、先行して制度が導入された米国の運用状況等も検証し、コスト等が過大とならないための方策が盛り込まれています。

また、同報告において示された基準案に対しては、これを実務に適用していくとした場合のより詳細な実務上の指針(実施基準)の整備を求める声が多く寄せられたことから、同部会では今後、さらに実施基準の検討を進めることとされ、昨年12月に同部会の下に作業部会(座長・橋本 尚 青山学院大学大学院教授)が設置されました。

なお、昨年12月22日の金融審議会第一部会報告において、上場会社における財務報告の適正性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制に関する経営者による評価と公認会計士による監査について、本報告を踏まえ、その義務化を図ることが提言されています。また、その際、有価証券報告書の記載内容の適正性についての経営者の確認を求める制度についても、併せて導入することが提言されています。